

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年2月20日

多治見市長 古川 雅典



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北小木地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年2月19日（木）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 経営体（認定新規就農者）
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

原則としては、北小木機械化営農組合（任意団体）及び認定された新規就農者による利用権設定を継続していく。必要な場合は、農地中間管理機構を利用する。

6. 地域農業の将来のあり方

北小木機械化営農組合（任意団体）による利用権設定を継続していく。現在は、代表となる農家の名前で、3年更新で利用権設定をしているが、設定の年数や組合としての利用権設定を検討する。

法人化は今のところ検討していないが、後継者の育成、付加価値の高い農産物の栽培、新規参入者との事業協力等を実施していくことで、法人化も含めて、今後のあり方を検討していく。